

- 今後の学協会規格の活用と学協会規格策定委員会への参画に対する、平成24年度第11回原子力規制委員会(平成24年11月14日)における議論
 - － 学協会規格策定委員会の委員構成の中立性について、一部の業種に偏らないものとはなっているが、電力会社、メーカー等の原子力事業関係者が過半を占めている。
 - － 規格策定プロセスのトレーサビリティを確保するためには、速記録を作成する、録音を参照できるようにする等、透明性、公開性を高める必要がある。
- これを踏まえて示された原子力規制委員会としての対応
 - － 許認可申請図書において引用される学協会規格について、性能規定化された規制要求に対する容認可能な実施方法としてあらかじめ評価しておくことは、効率的な審査の実施に資すると考えられる。
 - － 一方、学協会規格策定委員会は、学協会規格について、その策定プロセスの公正性、公平性、公開性を確保しているとする一方、「民間の自主的取り組みとして、その当事者が策定する」としており、現状の原子力事業者を中心とする委員構成を変更しないとしている。
 - － このため、学協会規格を含む民間規格については、その策定プロセス等によらず、規定内容が技術的に妥当であるかという観点から、原子力規制委員会として技術評価を行う。



中立性、透明性の向上を期待

- 2007年に旧原子力安全・保安院が受けたIAEAの総合的規制評価サービス(IRRS)における助言(suggestion)
 - 原子力安全・保安院は、少なくとも現行の技術基準により要求されるものと同等の安全目標を達成するような代替の技術的な解決策をもちいるように、事業者を奨励すべきである。



学協会規格整備の進展と事業者による採用の拡大を期待